



秋田県公報

目次

規則
 母子家庭及び寡婦家庭住宅整備資金の貸付利率を定める規則の一部を改正する規則
 (六六・子育て支援課)

規 則

母子家庭及び寡婦家庭住宅整備資金の貸付利率を定める規則の一部を改正する規則
 をここに公布する。

平成十四年十一月十九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第六十六号

母子家庭及び寡婦家庭住宅整備資金の貸付利率を定める規則の一部を改正する規則

母子家庭及び寡婦家庭住宅整備資金の貸付利率を定める規則(平成十年秋田県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

「年〇・九パーセント」を「年〇・八パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の母子家庭及び寡婦家庭住宅整備資金の貸付利率を定める規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄